

平成 1 7 事業年度

決 算 報 告 書
監事及び会計監査人
の意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構

目 次

	ページ
決算報告書	
1．一般勘定	1
2．産業基盤整備勘定	2
3．施設整備等勘定	3
4．小規模企業共済勘定	4
5．中小企業倒産防止共済勘定	5
6．工業再配置等業務特別勘定	6
7．産炭地域経過業務特別勘定	7
8．出資承継勘定	8
監事及び会計監査人の意見	
1．独立行政法人通則法（平成11年法律第103号） 第38条第2項の規定による財務諸表及び決算報告 書に関する監事の意見書	9
2．独立監査人の監査報告書	10

決算報告書
平成17事業年度
(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	16,034,049,000	16,034,049,000	0	
施設整備費補助金	1,392,000,000	1,261,705,541	130,294,459	
その他の補助金等	188,500,000	59,580,753	128,919,247	事業実績の減のため
借入金等	550,000,000	470,138,000	79,862,000	高度化貸付の減のため
貸付等回収金	75,125,000,000	82,919,554,415	7,794,554,415	繰上償還及び出資分配金の増のため
貸付金利息	5,648,000,000	5,166,578,709	481,421,291	繰上償還の増のため
業務収入	1,798,661,000	1,760,543,325	38,117,675	
運用収入	1,487,949,000	1,847,098,805	359,149,805	
受託収入	827,891,000	619,157,010	208,733,990	事業実績の減のため
その他収入	116,587,000	402,007,501	285,420,501	消費税還付金の増のため
計	103,168,637,000	110,540,413,059	7,371,776,059	
支出				
業務経費	27,068,224,000	26,297,746,711	770,477,289	事業実績の減のため
貸付金	20,000,000,000	11,035,935,000	8,964,065,000	高度化貸付の減のため
出資金	36,800,000,000	14,431,752,235	22,368,247,765	出資実績の減のため
受託経費	769,133,000	985,185,806	216,052,806	事業実績の増のため
借入金等償還	17,289,000,000	17,224,770,000	64,230,000	高度化貸付に係る借入金償還の減のため
支払利息	533,095,000	439,690,446	93,404,554	
一般管理費	736,372,000	1,198,478,243	462,106,243	
計	103,195,824,000	71,613,558,441	31,582,265,559	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額です。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務総括課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成17事業年度
(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	148,621,000	144,855,165	3,765,835	債務保証料収入の減等
運用収入	349,555,000	350,376,255	821,255	
その他収入	658,000	5,374,376	4,716,376	違約金収入の発生等
計	498,834,000	500,605,796	1,771,796	
支出				
業務経費	169,132,000	133,042,102	36,089,898	経営基盤強化業務費の減
出資金	225,000,000	0	225,000,000	出資なし
代位弁済費	558,000,000	341,710,493	216,289,507	保証履行額の減
一般管理費	17,282,000	19,033,107	1,751,107	管理部門に係る経費負担の増
計	969,414,000	493,785,702	475,628,298	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)業務収入は、損益計算書の債務保証料収入の額に求償権の回収額を加算した額を記載しております。
- (2)代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務総括課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
 平成17事業年度
 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
その他の補助金等	31,179,000	31,175,000	4,000	
政府出資金	2,300,000,000	1,348,000,000	952,000,000	出資対象の施設整備費が少なかったため
貸付回収金	6,506,700,000	6,689,622,000	182,922,000	繰上償還に伴う回収の増加等
貸付金利息	219,739,000	246,459,693	26,720,693	貸付金の回収の増加に伴うもの
業務収入	1,871,851,000	1,774,491,041	97,359,959	工場等賃貸収入が見込みより少なかったため
運用収入	107,000	7,100,493	6,993,493	
受託収入	504,733,000	333,958,000	170,775,000	地方公共団体からの受託事業が減少したため
その他収入	169,557,000	915,743,932	746,186,932	関係会社株式の売却収入等によるもの
計	11,603,866,000	11,346,550,159	257,315,841	
支出				
業務経費	5,124,126,000	3,458,557,201	1,665,568,799	施設整備費が翌年度へ繰り越したこと等による減
受託経費	501,000,000	333,958,000	167,042,000	地方公共団体からの受託事業が減少したため
借入金等償還	1,772,995,000	1,772,995,000	0	
支払利息	248,157,000	239,565,294	8,591,706	新規の借入を行わなかったため等
一般管理費	153,076,000	131,611,914	21,464,086	管理部門に係る経費負担の減
計	7,799,354,000	5,936,687,409	1,862,666,591	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務総括課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成17事業年度
(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	4,546,314,000	4,546,314,000	0	
貸付回収金	452,218,163,000	389,518,628,995	62,699,534,005	貸付規模の減等
貸付金利息	6,262,395,000	5,382,958,057	879,436,943	貸付規模の減等
業務収入	492,624,736,000	504,375,181,630	11,750,445,630	在籍件数の増等
運用収入	94,543,379,000	383,346,351,728	288,802,972,728	信託資産の時価評価による評価益等
その他の収入	5,860,000	1,358,708,474	1,352,848,474	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	1,050,200,847,000	1,288,528,142,884	238,327,295,884	
支出				
業務経費	620,639,993,000	557,453,356,234	63,186,636,766	解約件数の減等
貸付金	473,768,000,000	416,266,690,000	57,501,310,000	貸付規模の減
支払利息	39,948,000	29,034,181	10,913,819	
一般管理費	131,477,000	169,070,688	37,593,688	管理部門に係る経費負担の増
計	1,094,579,418,000	973,918,151,103	120,661,266,897	

(注)損益計算書の計上金額と計算金額の集計区分の相違の概要

- (1)貸付回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額です。
- (2)運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しています。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務総括課等に要した経費を除いた額を計上しています。

決算報告書
平成17事業年度
(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	1,707,532,000	1,707,532,000	0	
貸付回収金	82,714,363,000	81,029,587,578	1,684,775,422	貸付規模の減等
貸付金利息	267,040,000	271,829,282	4,789,282	
業務収入	51,781,455,000	43,498,101,752	8,283,353,248	加入件数の減等
運用収入	2,691,677,000	2,828,711,652	137,034,652	運用可能資産の増等
その他の収入	5,009,000	460,562,932	455,553,932	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	139,167,076,000	129,796,325,196	9,370,750,804	
支出				
業務経費	41,617,806,000	42,361,976,242	744,170,242	解約手当金単価の増等
貸付金	57,324,550,000	48,023,000,000	9,301,550,000	貸付規模の減
支払利息	101,266,000	86,955,424	14,310,576	
一般管理費	113,166,000	153,277,257	40,111,257	管理部門に係る経費負担の増
計	99,156,788,000	90,625,208,923	8,531,579,077	

(注)損益計算書の計上金額と計算金額の集計区分の相違の概要

- (1)貸付回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額です。
- (2)運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しています。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務総括課等に要した経費を除いた額を計上しています。

決算報告書

平成17事業年度

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(工業再配置等業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	5,665,283,000	7,938,182,555	2,272,899,555	産業用地等の売却収入が増加したため
運用収入	2,975,000	51,398,260	48,423,260	
受託収入	323,587,000	284,627,419	38,959,581	地方公共団体からの受託事業が減少したため
その他収入	365,704,000	296,024,367	69,679,633	産業用地の賃貸に伴う受入保証金の減少等
計	6,357,549,000	8,570,232,601	2,212,683,601	
支出				
業務経費	4,077,668,000	2,866,731,352	1,210,936,648	産業用地等造成費が少なかったため
受託経費	321,194,000	282,630,613	38,563,387	地方公共団体からの受託事業が減少したため
借入金等償還	25,857,000,000	25,857,000,000	0	
支払利息	1,504,468,000	1,811,690,425	307,222,425	繰上償還に伴う支払補償金の増加等
一般管理費	232,418,000	249,657,659	17,239,659	管理部門に係る経費負担の増
計	31,992,748,000	31,067,710,049	925,037,951	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務総括課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成17事業年度

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(産炭地域経過業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
その他の補助金	540,000	409,512	130,488	
借入金等	1,000,000,000	0	1,000,000,000	新規の借入を行わなかったため
貸付等回収金	1,145,184,000	1,456,009,221	310,825,221	回収金が増加したため
貸付金利息	100,666,000	108,186,364	7,520,364	回収金が増加したため
業務収入	1,337,488,000	2,215,774,497	878,286,497	土地売却収入が増加したため
運用収入	3,621,000	2,209,106	1,411,894	
その他収入	11,204,000	35,326,147	24,122,147	敷金戻入による収入等が発生したため
計	3,598,703,000	3,817,914,847	219,211,847	
支出				
業務経費	2,073,751,000	2,421,184,075	347,433,075	補助金返還による支出が発生したため
借入金等償還	6,856,812,000	6,856,812,000	0	
支払利息	638,503,000	599,987,632	38,515,368	新規の債券発行を行わなかったこと等による減少
一般管理費	93,937,000	96,380,410	2,443,410	
計	9,663,003,000	9,974,364,117	311,361,117	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち工場用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務総括課等に要した経費を除いた額を計上しております。

決算報告書
平成17事業年度
(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収入				
業務収入	715,000,000	1,014,239,267	299,239,267	ベンチャーファンドの分配等による収入があったため
運用収入	403,000	706,847	303,847	運用に係る利息収入の増
その他収入	220,000	407,691	187,691	雑収入等があったため
計	715,623,000	1,015,353,805	299,730,805	
支出				
業務経費	48,767,000	47,192,616	1,574,384	経営基盤強化業務費の効率的使用
出資金	1,029,000,000	527,500,000	501,500,000	ベンチャーファンドのキャピタルコールの減
一般管理費	6,292,000	7,289,272	997,272	管理部門に係る経費負担の増
計	1,084,059,000	581,981,888	502,077,112	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、ベンチャーファンドの分配金収入と株式の売却収入を加算した額を記載しております。
- (2) 出資金は、ベンチャーファンドに対するキャピタルコールの支出額を記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部業務総括課等に要した経費を除いた額を計上しております。

06.06.20 中機監査第1号

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第2項
の規定による財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書

独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成17年度財務諸表及び
決算報告書について監査したところ、適正であると認めます。

平成18年6月20日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

監事 遠藤 豊孝 

監事 小林 秀樹 

監事 今村 克彦 

独立監査人の監査報告書

平成18年6月20日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

理事長 鈴木孝男 殿

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

青尾仁之



指定社員
業務執行社員

公認会計士

清水至



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定、工業再配置等業務特別勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成18年6月20日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

理事長 鈴木 孝 男 殿

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

青 良 仁 之



指定社員
業務執行社員

公認会計士

清 水 至



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第2事業年度の連結財務諸表、すなわち、施設整備等勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、法人単位連結剰余金計算書及び法人単位連結附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人は、上記の施設整備等勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結財務諸表(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)及び法人単位連結財務諸表(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上